

児童虐待防止への取組に関する提言 (文教福祉常任委員会)

調査の目的

文教福祉常任委員会では、児童虐待相談件数が全国的に年々増加している現状を喫緊の課題として捉え、本市において重篤な虐待事件を引き起こさないための取組を検討するため、「児童虐待防止への取組」に関する調査を行った。

市に対する提言

1 児童虐待予防の取組の強化について

- (1) 子どもが虐待などの様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラムであるCAPを保育所や学校などで実施すべきである。
- (2)ペアレントトレーニングや既存のショートステイ事業を拡充させ、養育者の孤立を防ぐ体制を強化すべきである。

2 庁内の支援体制と関係機関の連携の取組の強化について

- (1) 児童虐待対応にあたる職員に年次別専門的研修や経験豊富な職員からのOJTを計画的に実施し、虐待対応専門員などの人材を継続して育成し、質の高い児童虐待対応を組織として継続できるようにすべきである。
- (2) 本市の子ども家庭総合支援拠点におけるケースワーカーや専門職1人当たりの適正なケース数を市独自で設定し、ケース数に応じた職員配置を行うべきである。

- (3) 児童虐待の早期発見のため、具体的でわかりやすい対応マニュアルやチェックリスト、子ども本人からの相談窓口の冊子を市独自に作成、関係機関や庁内各部署に周知し、児童のSOSサインを見逃さないための取組を支援すべきである。
- (4) 関係機関や庁内各部署へ児童虐待対応の研修を定期的実施し、連携を強化することで児童虐待のリスクのあるケースを見落とさないようにすべきである。

3 児童虐待対応ルールや協定締結などによる家庭支援の迅速化について

- (1) 保育所や学校で一定期間無断欠席が続いた場合は、安否確認のため訪問するといった市独自の児童虐待対応ルールを作成し、虐待の疑いがある家庭への接触などの対応を強化すべきである。
- (2) 法的権限を持っている児童相談所や警察と改めて情報共有の協定を締結することにより連携を密にし、児童虐待の情報共有や早期発見の対応力強化に取り組むべきである。
- (3) 中核市としての児童相談所の設置について、本市の児童虐待対応として必要性が認められる場合には、選択肢の一つとして検討すべきである。

4 プッシュ型情報発信の強化と虐待原因に合わせたアウトリーチ型支援について

- (1) 虐待が重篤化する前に行政の側からニーズをくみ取って適切な支援につなげる対応が必要であるため、市民が子育てアプリやSNS等を活用し、様々な子育て支援に関わるサービスを漏れなく利用できるようにプッシュ型情報発信を強化すべきである。
- (2) 虐待の要因に合わせた支援方法を体系化し、積み上げていくことが重要であり、支援が必要な家庭や子ども本人に対して、待ちの姿勢ではなくこちらから会いに行き支援するというアウトリーチ型支援を強化していくべきである。